

オーストラリアにおけるクロスボーダー取引に関する GST の改正

Issue 3, April 2016

In brief

オーストラリアにおいて 2016 年 2 月 10 日に税制改正法案 (2016 Measures No. 1) が下院を通過しました。当該改正法案には、クロスボーダー取引に関する GST の改正が含まれています。

これに関連して、国税庁長官 (Commissioner of Taxation) は、税制改正法案が発効された場合の取り扱いに関するガイダンスである LCD2016/D1 のドラフトも公表しています。今回はこの LCD2016/D1 も踏まえてクロスボーダー取引に関する GST についてご案内いたします。

なお、本ニュースレターは PwC オーストラリア発行の "Tax Talk Monthly" March 2016 をベースとしています。

In detail

2016 年 2 月 10 日に下院を通過した税制改正案には、特定のクロスボーダー取引に関する物品・サービス税 (Goods and Service Tax, 「GST」) の改正案が含まれ、オーストラリアの国外事業者が関与するクロスボーダー取引に関する GST の課税関係の改正法案が提出されました。この改正は、いわゆる B to C 取引 (Schedule 1) と B to B 取引 (Schedule 2) の 2 つのパートに分かれており、本ニュースレターではその取り扱いについて取り扱いガイダンスである LCD2016/D1 も踏まえて改正概要をご紹介します。

- Schedule 1

オーストラリアの国外事業者からオーストラリアの顧客がデジタル製品の提供やその他のサービスを輸入する場合には、当該サービスには GST が課税されることとなります。これにより、オーストラリア国外の事業者からのサービスに関する課税関係についても、オーストラリア国内の事業者から提供されるサービスと同様の課税関係になります。なお、この改正により、オーストラリアの顧客に対して提供される物品の譲渡や不動産関連以外のサービスに関しては、間接税上の課税地である間接税ゾーン (indirect tax zone, 「ITZ」) で行われたサービスとなり、オーストラリアで課税されることとなります。なお、ここでいうオーストラリアの顧客とは一般的には、オーストラリアでビジネスを営んでいる者以外が対象となります。なお、この改正により、映画、音楽、アプリ、ゲームのストリーミングやダウンロードと同様、オーストラリア国外の事業者から受けるコンサルティングサービスや専門家によるサービスも GST の課税対象となります。

特定の状況では、GST の納税義務がサプライヤーからデジタル・プラットフォームのオペレータに移転することがあります。これは、サービスの供給がこのようなプラットフォームを通じて供給され、プラットフォームのオペレータが価格、契約条件や供給の手配等の重要な要素をコントロールしている場合に発生します。サプライヤーとオペレータはその他のデジタル・プラットフォームを通じて提供されるサービスについ

でもオペレータに納税義務が移転することに合意することができます。この改正は大枠では EU およびノルウェーで運用されているデジタルサービスに関するモデルと同様のモデルとなっています。

なお、この改正には、事務手続き面での改正も多く含まれております。本改正に関連するサービスを提供することのみで ITZ に関連することとなった国外事業者は、Limited registration entities を選択することが可能です。Limited registration entities は、仮払 GST の控除を行うことができないため、登録手続や報告義務に関しても、将来的に簡素化することが見込まれます。

• Schedule 2

スケジュール 2 は、B to B 取引およびオーストラリア国外取引に関する規定です。この改正により、外国事業者はそのサービス提供に関して GST を請求する必要がなくなり、サービスの受領者に納税義務が転嫁されます。

さらに、スケジュール 2 において、外国事業者が ITZ において事業を行っているときみなされるのは、特定のオーストラリアの個人に対してサービスを提供している場合、および、以下のいずれかの場合とされています。

- オーストラリアの固定的施設でサービスを提供している場合
- 12 カ月の間に 183 日以上オーストラリアでサービスを提供している場合
- 12 カ月の間に 183 日以上オーストラリアでサービスを提供することを意図している場合

国外事業者がオーストラリアにおいて GST 上の実体を持ち、オーストラリアにおける GST 上の実体を通じてサービスを提供している場合には、当該国外事業者はオーストラリアにおいて GST 登録を行うことが求められます(ただし、別途金額的な基準値あり)。なお、オーストラリアにおいて GST 上の実体を持っていない事業者からの購入については、リバースチャージが適用されることとなります。

なお、LCD 2016/D1 には、以下のような質問について、長官の見解および例示が記載されております。

- 個人がオーストラリアでビジネスを営むことができるか
- 国外事業者はいつ固定的施設を持つのか
- 国外事業者はいつ、12 か月の間に 183 日以上、ビジネスを行ったことになるのか
- 国外事業者はいつ、12 か月の間に 183 日以上、ビジネスを行なう意図があることになるのか

LCD 2016/D1 には、その他の見解や改正について記載されております。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@jp.pwc.com

シニアマネージャー

中田 幸康

03-5251-2530

yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com

マネージャー

溝口 豪

03-5251-2540

tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 570 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。